

平成26年第3回青森市議会定例会に提出する条例案について

○条例案の名称とその概要

番号	条例案の名称	条例案の概要	備考
1	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	「保育所」の設備運営に関する基準を改正する。	新制度
2	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例案	新たに認可することになる「幼保連携型認定こども園」の設備運営に関する基準を定める。	新制度
3	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案	新たに認可することになる「家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）」の設備運営に関する基準を定める。	新制度
4	青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案	認定こども園、幼稚園及び保育所等が給付を受けるに当たって、市から確認を受けるために遵守すべき運営に関する基準を定める。	新制度
5	青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案	「放課後児童会」の設備運営に関する基準を定める。	新制度
6	青森市保育の実施に関する条例を廃止する条例案	児童福祉法において、保育に欠ける事由を条例で定めることとされていたが、同法の改正により、当該規定が削除されたことから、同法に基づき定めていた青森市保育の実施に関する条例を廃止する。	新制度
7	青森市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例案	青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会を幼保連携型認定こども園の設置等に係る意見を聴く審議会として位置づけるため、青森市健康福祉審議会条例を改正する。	新制度
8	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法が改正されるため、それぞれの関係条例について、所要の整理をする。	

○わたしの意見提案制度の実施結果と、それを踏まえた条例案の状況

上記1から5までの条例案5件の条例骨子案についてわたしの意見提案制度（パブリックコメント）を実施し、市民の意見を募集したが、意見がなかったことから、条例骨子案の内容を変更せず条例案骨子とし、これに基づき条例案をとりまとめた。